

## アジア・アジアパラ競技大会 2 年前イベント業務委託仕様書

## 1 業務の名称

アジア・アジアパラ競技大会 2 年前イベント業務委託

## 2 目的

2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋2026」という。）の開催機運の醸成を図るため、開催まで2年前となる節目を記念したイベント（以下「2年前イベント」という。）及び2年前イベントを核とした大会PR・情報発信に関する業務の企画・運營業務を委託するもの。

## 3 業務委託期間

契約締結日から2024年12月20日（金）まで

## 4 業務内容

(1) 2年前イベント実施業務

愛知・名古屋2026の開幕2年前に愛知・名古屋2026の機運醸成と認知度向上を目的としたイベントを下記ア①～④の4会場で各日実施すること。

受託者は、イベント内容の企画調整、当日までの準備計画、会場との調整、広報及び当日の運営など、開催に必要な業務を行うとともに、ゲストへの謝金、会場使用料、広報費など、本業務に係る一切の経費を負担すること。

なお、本イベントの開催に必要な業務の詳細については、委託者と協議・調整の上決定すること。

## ア. 会場・日にち

- ① 会場：SAKAE HIROBAS  
名古屋市中区栄3丁目5-10の先、久屋大通公園内  
日にち：2024年9月21日（土）・22日（日）
- ② 会場：豊橋市まちなか広場  
豊橋市駅前大通二丁目83番  
日にち：2024年10月5日（土）・6日（日）
- ③ 会場：イオンモール熱田 1階熱田広場、東平面駐車場  
名古屋市熱田区六野一丁目2番11号  
日にち：2024年10月12日（土）・13日（日）
- ④ 会場：尾張一宮駅前ビル（i-ビル）  
3階シビックテラス（イベントスペース、オープンギャラリー）  
一宮市栄3丁目1番2号  
日にち：2024年11月2日（土）

## イ. イベント内容

各会場において下記（ア）～（エ）の内容を企画し、実施すること。

### （ア）ステージ

ステージで実施するプログラムには、次のプログラムを含むこと。

- ① 9月21日（土）午前（SAKAE HIROBA会場）：  
第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）2年前セレモニー（関係者挨拶、写真撮影等、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）と調整の上決定（登壇予定者10名程度））
- ② 10月12日（土）午前（イオンモール熱田会場）：  
第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）2年前セレモニー（関係者挨拶、写真撮影等、組織委員会と調整の上決定（登壇予定者10名程度））
- ③ 上記アにおける①又は③の会場で1回：絵画コンテスト表彰式
- ④ 4会場で実施：  
その他、委託者等が別に実施するプログラム4点程度（1プログラム20～45分程度）の司会及び音響・照明機材対応

### （イ）競技体験

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「第20回アジア競技大会」という。）実施競技及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「第5回アジアパラ競技大会」という。）実施競技から、それぞれ1競技以上の本格的な競技体験を、各会場を状況に応じて効果的に活用し実施すること。

### （ウ）競技デモンストレーション

アジア・アジアパラ競技大会やオリンピック・パラリンピック出場選手などによる、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会実施競技のデモンストレーションを実施すること。

### （エ）ブース出展

各会場において次のブースの出展を含むこと。なお、下記のほか、1～2ブースの増減があった場合、設置・撤去に対応すること。

- ① 第20回アジア競技大会PRブース
- ② 第5回アジアパラ競技大会PRブース
- ③ 競技紹介ブース
- ④ その他、4ブース程度のブース設置、装飾及び撤去

### （オ）留意事項

- ・委託者が「LOVEあいちサポーターズ あいち広報大使」のイベント参加を決定した場合は、出演調整及び経費の負担を行うこと。
- ・出演者用の控室が必要となった場合、必要数を用意すること。

## ウ. イベント広報

2年前イベントへの県民・市民の来場促進を図るため、2年前イベントを告知する効果的な広報を実施すること。広報物を製作する場合は期限までに委託者が指定する場所に納品すること。

広報物のデザイン作成にあたっては、組織委員会の承認の上、使用上のルールに則り、愛知・名古屋2026のコアグラフィックスを使用すること。

愛知・名古屋2026のコアグラフィックス及びエンブレム素材を使用する場合は、委託者が提供する。

製作物は完成までに複数回の校正を行い、委託者からの修正指示に従うこと。

納品期限 2024年8月1日（木）

納品先 電子データ（電子メール：kikaku-chousei@pref.aichi.lg.jp）

物品（アジア・アジアパラ競技大会合同準備会事務局

名古屋市中区三の丸3丁目2-1愛知県庁東大手庁舎2階）

チラシ等を配布する場合は、契約締結後に委託者が提示する県内施設約60か所にも納品を行うこと。

## エ. その他

- ・4会場での2年前イベントは一連のイベントとして企画及び広報を行うこと。
- ・イベントへの集客に繋がる取組を企画し実施すること。
- ・イベント会場から会場使用料の請求があり次第、速やかに支払うこと。
- ・イベント会場の使用については、会場管理者の指示及び会場の利用規則に従うこと。
- ・スタッフ証（首掛け又は腕章式）を作成し、イベントに従事する関係者に配布し、着用させること。
- ・当日のイベント運営スタッフを必要数配置し、イベント全体を統括管理すること。
- ・来場者の整理・誘導を行うスタッフを必要数配置し、イベントエリアが過密にならないようにすること。
- ・来場者数をカウントし、業務実施報告書において、来場者数を委託者へ報告すること。

## (2) 大会PR・情報発信実施業務

愛知・名古屋2026開幕2年前を契機に、広く県民・市民へ大会の開催を印象付け、大会をPRする効果的な広告を行うこと。

受託者は、広告に係る調整、素材制作、その他一切の業務を行うこと。

受託者は、PR素材制作費や広告掲出料、設置・撤去費等の本業務に係る一切の経費を負担すること。また、必要な申請等の手続きを行うこと。

なお、本業務の実施に必要な業務の詳細については、委託者と協議・調整の上決定すること。

## ア. 期間

第20回アジア競技大会の会期2年前の期間（2024年9月19日（木）～10月4日（金））及び第5回アジアパラ競技大会の会期2年前の期間（2024年10月18日（金）～10月24日（木））を含むものとする。

## イ. 実施範囲

県内全域に広報効果を波及させるため地域バランスを考慮し、愛知県内で実施すること。

## ウ. 広告素材の制作

広告素材のデザイン作成にあたっては、組織委員会の承認の上、使用上のルールに則り、愛知・名古屋2026のコアグラフィックスを使用すること。

愛知・名古屋2026のコアグラフィックス及びエンブレム素材を使用する場合は、委託者が提供する。

製作物は完成までに複数回の校正を行い、委託者の修正指示に従うこと。

## エ. 交通広告

広告には交通広告を含むこと。

## 5 業務実施報告書等の提出

業務完了後、速やかに業務完了届及び業務実施報告書（記録写真等含む）を作成し、委託者へ提出すること。また、業務実施報告書にあつては、紙媒体（日本産業規格A4判、カラー印刷）3部、その報告書や記録写真の電子データを格納した電子媒体（CD-R等）を1部、アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課）に提出すること。

## 6 権利の帰属等

### (1) 著作権の帰属

- ア. 本業務で作成される成果物の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。
- イ. 委託者は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ウ. 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該成果物を利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- エ. 受託者は、委託者及び第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう、受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

### (2) 権利処理

- ア. 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバ

シー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で委託者に帰属するよう措置するものとする。

- イ. 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ウ. 契約期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- エ. 委託者及び組織委員会が撮影するイベント出演者を含む2年前イベントの記録写真を、2年前イベントの実施結果として委託者及び組織委員会が発行する広報物等に掲載することを、2年前イベントに関する出演者等に事前に承諾を得ること。

## 7 その他

- (1) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
- (3) 委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を置くこと。
- (4) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の大会エンブレム、大会スローガン及びコアグラフィックス等の知的財産を使用する場合は、組織委員会が使用のルールを定めるスタイルガイド等を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、愛知・名古屋2026に係るアンブッシュマーケティングに留意すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。